（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の一部改正）

**第百三十二条**　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「新中退法第七十五条の二第四項及び第五項」を「中小企業退職金共済法第七十五条の二第三項及び第四項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

**第百三十三条**　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十条の五の次に三条を加える改正規定のうち第四十条の六に係る部分中「特定独立行政法人（」を「行政執行法人（」に、「第二条第二項に規定する特定独立行政法人」を「第二条第四項に規定する行政執行法人」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第百三十四条**　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員共済組合法第九十九条第一項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定及び同法第百二十四条の二第一項の改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同法附則第二十条の三第四項の表第九十九条第三項の項から第九十九条第五項の項までの改正規定中「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。

附則第百三十六条のうち国と民間企業との間の人事交流に関する法律第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第百四十一条のうち独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第七条第七項の改正規定中「（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

附則第百四十二条のうち独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第七条第七項の改正規定中「組合員である期間（センター」を「組合員である期間（国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、「組合員であった期間（センター」の下に「又は国立研究開発法人水産総合研究センター」を加える。

附則第百四十七条のうち法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第百四十九条のうち判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附則第百五十五条のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第六条第四項の改正規定中「ある期間（研究所又はセンター」を「ある期間（国立研究開発法人森林総合研究所又は国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「あった期間（研究所若しくはセンター」を「あった期間（研究所若しくは国立研究開発法人森林総合研究所又はセンター若しくは国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に改める。

（がん登録等の推進に関する法律の一部改正）

**第百三十五条**　がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に改める。

（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の一部改正）

**第百三十六条**　独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項を次のように改める。

6　国立健康・栄養研究所の解散の日の前日を含む事業年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正後の通則法（以下「新独立行政法人通則法」という。）第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定による評価は研究所が受けるものとし、同条第三項の規定による報告書の提出及び公表は研究所に対してなされるものとする。

附則第二条第七項を削り、同条第八項中「通則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「通則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「通則法」を「新独立行政法人通則法」に改め、「第十五条」と」の下に「、同条第二項中「あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣」とあるのは「財務大臣」と」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

附則第十七条第二項中「附則第三条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所法」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」と、「第十五条第一項第一号ロ」とあるのは「第十五条第一項第一号ロ」と、「独立行政法人医薬基盤研究所（」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（」と、「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同条第二項及び第四項中「基盤研」とあるのは「医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法」を削り、「）中「独立行政法人医薬基盤研究所法」とあるのは「」に改める。

## 第九章　農林水産省関係

（森林保険法等の一部改正）

**第百三十七条**　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

一　森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二条第二項

二　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一条第一項

三　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十四条第三項

（水産資源保護法及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）

**第百三十八条**　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

一　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十条第一項

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項

（農業機械化促進法の一部改正）

**第百三十九条**　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。